

## 「京の地域力」協働・連携宣言書 ～京都ウェイ～

人と人とのつながりが弱くなり、日本社会が本格的な人口減少を迎える中で、子育て家庭や高齢者の孤立、地域文化や産業の衰退など、様々な課題を抱えるようになってきています。このため地域において多様な主体がそれぞれ活動を展開し、また、知識や知恵を共有しながら、協働・連携して活動を進めていくことで、こうした課題を解決し、誰もがしあわせや豊かさを実感できる京都づくりの実現を目指すことが重要です。

京都府では、地域に暮らす人たち自身が地域の課題解決や魅力アップを進める地域力再生活動が活発になってきており、東日本大震災においても地域力の大切さが再認識されたところです。こうした活動の活性化に伴いNPO、自治会、企業、大学等の教育機関、市町村、京都府等の「公共を担う多様な主体」が、それぞれの課題や地域の実情に応じて協働<sup>(注1)</sup>・連携<sup>(注2)</sup>を行う機会も増えてきています。

その一方で、課題や目標の共有が不十分で、それぞれの役割分担が不明確なままスタートし、個々の活動が継続できなかつたり、主体間の協働・連携がうまくいかない事例も少なからずみられます。

もちろんこうした活動がうまくいくためには、ひとつひとつ経験を積み重ねていくことが大事ですが、それに加えて、多様な主体が協働・連携していく中で、その役割や原則、更には実行内容等を明確化し、誰もが参画できる形で共有していくことにより、公共の姿をつくっていくことも必要です。

今回、地域を担う多様な主体が集まり、議論を重ねる中で、京都府において公共的活動と協働・連携を円滑に進めるための道筋を『「京の地域力」協働・連携宣言書 ～京都ウェイ～』として策定することになりました。本宣言書の趣旨に賛同し署名した組織・団体等は、宣言書を実行に移すアクションや基準を定め、公開に努めることとしています。また、宣言書の内容や実行システムは、多様な主体で構成する委員会で検討し、協働・連携の経験を踏まえて定期的に見直すことで、常に進化・成長していくものとしています。

本宣言書が、地域において公共を担う多様な主体の活動を更に活発化させるとともに、相互の協働・連携を促進させ、新たな価値創造と新しい未来につながる道「京都ウェイ」になることを期待しています。

## 第1章 宣言書がめざす姿

京都府において、公共を担う多様な主体は、ともに役割を担い、それぞれの特性を活かし公共的活動に取り組みとともに、協働・連携することで、課題解決と新たな価値創造を行い、誰もがしがあわせや豊かさを実感できる地域社会をつくる。

## 第2章 宣言書の位置づけ

- ① 本宣言書は、公共を担う多様な主体がその活動を更に活発化させ、相互に関係を築き、協働・連携を推進することで、よりよい成果を生み出すための基本的な枠組みである。
- ② 本宣言書は、お互いの信頼関係に基づき結ばれ、その実行に向け未来に進んでいく共通の道筋を示す覚書である。
- ③ 本宣言書は、その主旨に賛同した組織、団体が自由意志で署名するもので、署名しないことをもって何らかの不利益を被る性格のものではない。

## 第3章 行動のための5原則と担うべき役割

(5つの原則)

- ① 公共を担う多様な主体は、それぞれの特性や強みを活かした公共的活動に取り組みとともに、より多くの人たちがその活動に参加・参画できる機会を提供する。
- ② 公共を担う多様な主体は、それぞれ情報公開を進め活動の透明性を図り、説明責任を果たす。
- ③ 公共を担う多様な主体は、それぞれが持つ資源<sup>(注3)</sup>を相互に活用できる環境づくりを進める。
- ④ 公共を担う多様な主体は、協働・連携を進めるとともに、その場は開かれたものとし、誰もが参画できるものとする。
- ⑤ 公共を担う多様な主体は、協働・連携を行うに際して、活動の目的と目標について合意形成を行い、評価を行う。

---

※注記（本宣言書における定義）

注1 **協働**：多様な主体が協力して、課題解決や新しい価値創造に向け施策をつくり、実行していくこと。

注2 **連携**：多様な主体の活動が円滑に進むように、委託や補助、共催、施設の貸与、人事交流などで協力しあえる関係を持つこと。

注3 **資源**：情報、施設、資金、人材等。

注4 **公共を担う民間の団体**：公共的活動を行う自治会、NPO、社団や財団などの法人、組合、企業、大学等の教育機関、商店街、寺社など。

(担うべき役割)

- ① 行政は、公共を担う民間の団体<sup>(注4)</sup>が自律して活動を行うことができる環境を整備する。
- ② 行政は、公共を担う民間の団体が公共の資源を活用するための明確な基準を作成し、実行する。
- ③ 行政は、公共を担う民間の団体の活動を積極的にPRすることで、その活動の社会的認知度を高めるよう努める。
- ④ 行政は、施策・事業の決定過程や実施過程等に、より多くの人たちが参画できる環境づくりを進めるとともに、地域活動への積極的な参画を行う。
- ⑤ 公共を担う民間の団体は、柔軟性、専門性、当事者性などの優れた特性を活かし、行政及び他の団体との協働・連携を進めることで、公共的活動を展開する。
- ⑥ 公共を担う民間の団体は、自らの持つ資源を公共的活動に積極的に提供する。
- ⑦ 公共を担う民間の団体は、自らの活動内容についての情報を発信し、社会的認知度を高めるよう努める。

#### 第4章 宣言書の実行

- ① 本宣言書に署名した団体は、本宣言書を尊重し活動を行う。
- ② 本宣言書に署名した団体は、自ら宣言を実行に移すための実行内容（宣言実行に向けたアクション）や基準を取り決め、公開に努める。
- ③ 本宣言書に署名した団体の内、10程度の団体で構成する委員会を京都府が設置し、宣言を適切に実行するための課題解決や調整等を行う。
- ④ 委員会は、協働・連携に対する意見を踏まえて、定期的に本宣言書の内容と実行システムの見直しを行う。

以上を共通の宣言とする。

平成23年8月4日

団体名 木津川市

代表者役職・氏名 市長 河井規子

## 宣言書実行に向けた木津川市のアクション

木津川市は、まちづくりにかかるすべての計画の基本となる木津川市総合計画に基づき、基本構想に位置付ける次の基本原則のとおり、市民と行政がまちづくりの基本となる考え方を共有し、持続的・自律的發展に向けたまちづくりを進めます。

### ○協働の原則

市民と行政は、相互理解と信頼関係を深め、協働によるまちづくりを進めます。

### ○参加・参画の原則

市民は、自らがまちづくりの主体として、様々なまちづくり活動に参加・参画します。

市民と行政は、まちづくり活動において、その役割分担に応じ、それぞれの発言と行動に責任を持ちます。

### (注)

市民：市内に居住する個人、市内に通勤・通学する個人、市内に事業所を置く企業や各種団体等のこと。

協働：複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。

参画：参加するだけでなく、方針の組み立てや決め事などにも責任を持って関わること。